

西尾市

# 雨水貯留浸透施設

設置奨励補助金のご案内



## 進めよう雨水貯留と地下浸透

雨水貯留浸透施設の設置を促進することにより、雨水の流出抑制、地下水の涵養、雨水の利用などを図り、自然環境の保全と回復に寄与します。

### こんな効果が期待できます

- 河川・下水道への負担を軽減します。
- 都市における浸水被害の緩和に役立ちます。
- 地下水を涵養し、緑と水辺を保全することにより、水資源の確保が図れます。
- 不用となった浄化槽の有効活用ができ、廃棄物の減量化に役立ちます。
- 庭木の散水等、雨水の有効利用が図れます。
- 災害時における代替水源としての利用が図れます。

## 雨水貯留施設（既存浄化槽の転用、雨水タンク）の効果



貯留した雨水を散水・洗車等に  
利用できます。



資源（浄化槽）の  
再利用ができます。

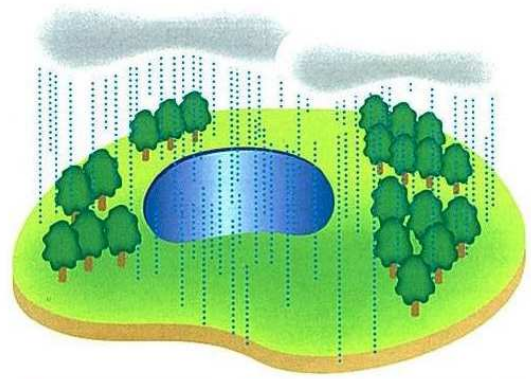


雨水を一時貯留し、  
河川への負担を軽減します。

## 雨水浸透施設（雨水浸透ます、雨水浸透管、浸透側溝、透水性舗装）の効果



雨水を浸透させることにより、雨水の流出を抑え  
浸水被害を軽減します。



雨水を地中に戻し、緑と水辺の保全をします。

## ● 補助金の手続き



# 雨水貯留浸透施設設置奨励補助事業について

## 一補助事業手続きの流れ一

<b>1 施設の計画</b> (詳細については裏面の「補助対象の基準」をご覧ください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設置したい雨水貯留浸透施設の計画を決めてください。</li> <li>○付近に迷惑をかけないかどうか調べてください。</li> <li>○事前に上下水道営業課に相談してください。</li> </ul>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助の対象となる施設</th> <th>補助の対象とならないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 既存浄化槽転用雨水貯留槽</td> <td>・ 既にある左に掲げる施設の作り替え</td> </tr> <tr> <td>② 市販雨水貯留槽</td> <td>・ 補助の承認前に設置したもの</td> </tr> <tr> <td>③ 雨水浸透ます</td> <td>・ 補助金の限度額を超える部分</td> </tr> <tr> <td>④ 雨水浸透管</td> <td>・ 他の補助金を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 浸透側溝</td> <td>・ 法令等で設置の義務があるもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 透水性舗装</td> <td>・ 補助金の交付が不適当なもの</td> </tr> <tr> <td>⑦ その他同等の効果があるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金は改造工事に要した経費に2/3を乗じて得た額。ただし、10万円を限度額とします。雨水貯留槽については、1基7万円を上限とします。</li> <li>○販売会社から見積書やパンフレットなどをもらってください。</li> <li>○施工業者を決めてください。自分で設置できるものもあります。</li> <li>○借地などの場合は所有者に承諾をいただいでください。</li> </ul>	補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの	① 既存浄化槽転用雨水貯留槽	・ 既にある左に掲げる施設の作り替え	② 市販雨水貯留槽	・ 補助の承認前に設置したもの	③ 雨水浸透ます	・ 補助金の限度額を超える部分	④ 雨水浸透管	・ 他の補助金を受けるもの	⑤ 浸透側溝	・ 法令等で設置の義務があるもの	⑥ 透水性舗装	・ 補助金の交付が不適当なもの	⑦ その他同等の効果があるもの
補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの															
① 既存浄化槽転用雨水貯留槽	・ 既にある左に掲げる施設の作り替え															
② 市販雨水貯留槽	・ 補助の承認前に設置したもの															
③ 雨水浸透ます	・ 補助金の限度額を超える部分															
④ 雨水浸透管	・ 他の補助金を受けるもの															
⑤ 浸透側溝	・ 法令等で設置の義務があるもの															
⑥ 透水性舗装	・ 補助金の交付が不適当なもの															
⑦ その他同等の効果があるもの																
<b>2 補助金の申請</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付申請書（様式第1号及び関連書類）を提出してください。</li> <li>○受付窓口は市役所 上下水道営業課 です。</li> </ul>															
<b>3 補助金交付の承認</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査のうえ補助金等交付決定通知書（様式第2号）をお送りいたします。</li> </ul>															
<b>4 工事着手</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容変更がある場合は、補助事業等計画変更届（様式第3号）の手続きをしてください。</li> </ul>															
<b>5 工事完了</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事代金請求書や領収書を保管しておいてください。</li> </ul>															
<b>6 実績報告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業等実績報告書（様式第5号）を提出してください。</li> </ul>															
<b>7 検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書が提出されてから完了検査に伺います。ご協力ください。</li> </ul>															
<b>8 補助金の請求</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検査に合格した後、補助金等交付請求書（様式第6号）を提出してください。</li> <li>○施設の管理に関する協定を市と結んでいただきます。</li> </ul>															
<b>9 補助金の支払</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の請求後に指定の口座へ振り込みいたします。</li> </ul>															

\* 7年を経過しなければ、補助金を交付された施設を廃止することはできませんので、申請にあたりご注意ください。

凡 例    ○印は、皆様からの手続き    ・印は、市役所の手続き

■お問い合わせ先

西尾市上下水道部上下水道営業課

TEL 0563-65-2184

FAX 0563-57-5220



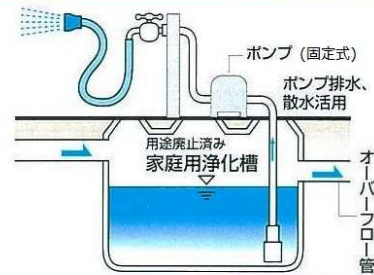
# 補助対象施設の構造基準

(補助金額は工事費の2/3です。)  
ただし、上限は10万円です。)

雨水排水専用のもので、下記の基準が同等以上の効果のものに補助いたします。

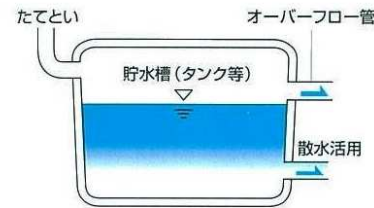
## 1 既存浄化槽転用雨水貯留槽

- 用途廃止済のもの
- 清掃済のもの



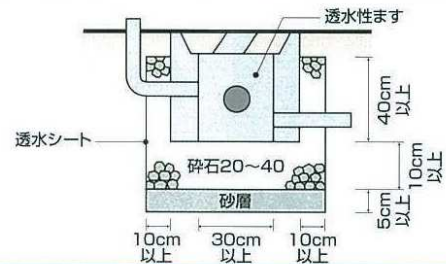
## 2 雨水貯留槽 (雨水タンク)

- 100リットル以上のもの



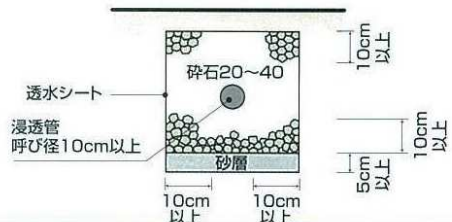
## 3 雨水浸透ます

- 内幅各15cm以上の透水性のます材
- 各外面から10cm以上を20~40mmの碎石で覆う
- 碎石外周面を透水シートで覆う
- 底面に砂の層を5cm以上設置する



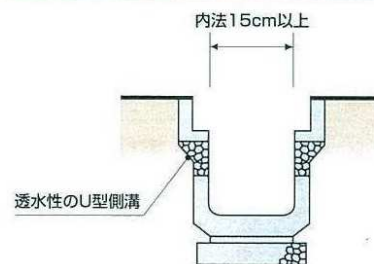
## 4 雨水浸透管

- 呼び径10cm以上の透水性の管材
- 管の外面から10cm以上を20~40mmの碎石で覆う
- 碎石外周面を透水シートで覆う
- 管底面部は碎石面全面に砂の層を5cm以上設置する



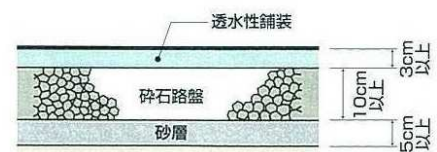
## 5 浸透側溝

- 内法15cm以上の透水性のU型側溝



## 6 透水性舗装

- 露天部分に10㎡以上設置
- 表層材は透水性材で3cm以上
- 路盤は10cm以上
- 路盤下に砂の層を5cm以上設置する



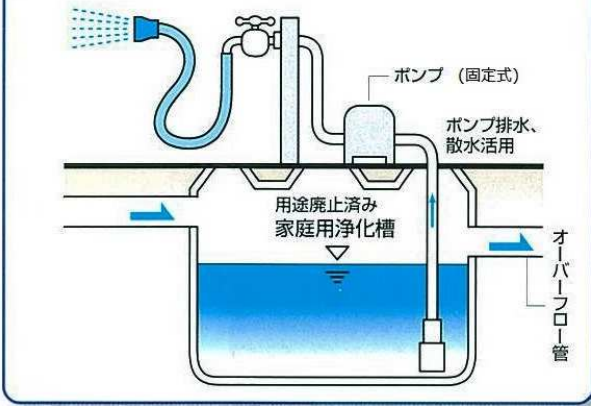
※既存浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合における排水設備の切り替え施工を伴う場合は排水設備工事店での施工とする。

# 補助対象の基準

雨水排水専用のもので下記の基準か同等以上の効果のものに補助いたします。

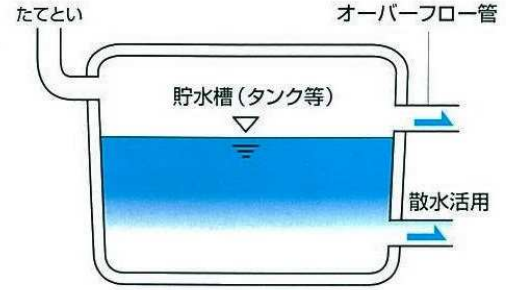
## 1 既存浄化槽転用雨水貯留槽

- 用途廃止済みのもの。
- 清掃済みのもの。



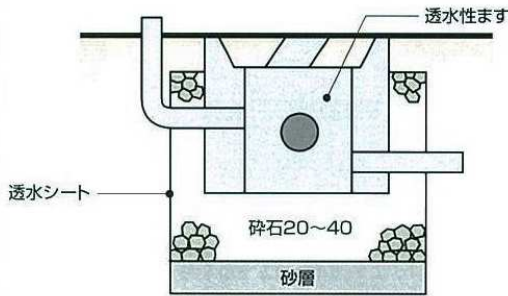
## 2 雨水貯留槽 (雨水タンク)

- 100ℓ以上のもの



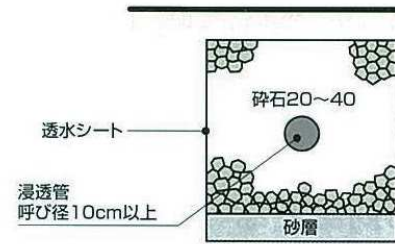
## 3 雨水浸透ます

- 内幅各15cm以上の透水性のます材
- 各外面から10cm以上を20~40mmの碎石で覆う。
- 碎石外周面を透水シートで覆う。
- 底面に砂の層を5cm以上設置する。



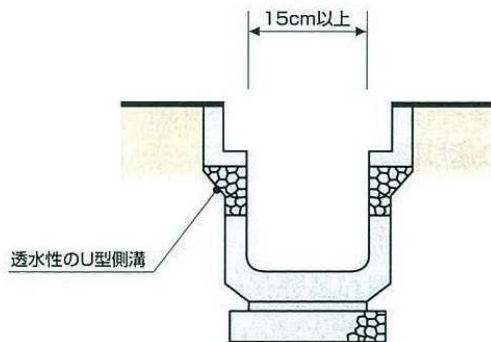
## 4 雨水浸透管

- 呼び径10cm以上の透水性の管材。
- 管の外面から10cm以上を20~40mmの碎石で覆う。
- 碎石外周面を透水シートで覆う。
- 管底部部は碎石面全面に砂の層を5cm以上設置する。



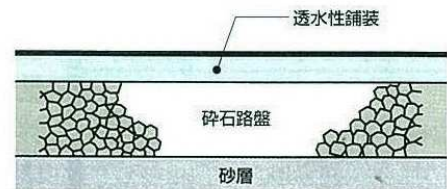
## 5 浸透側溝

- 内法15cm以上の透水性のU型側溝



## 6 透水性舗装

- 露天部分に10㎡以上設置。
- 表層材は透水性材で3cm以上設置。
- 路盤は10cm以上設置。
- 路盤下に砂の層を5cm以上設置。

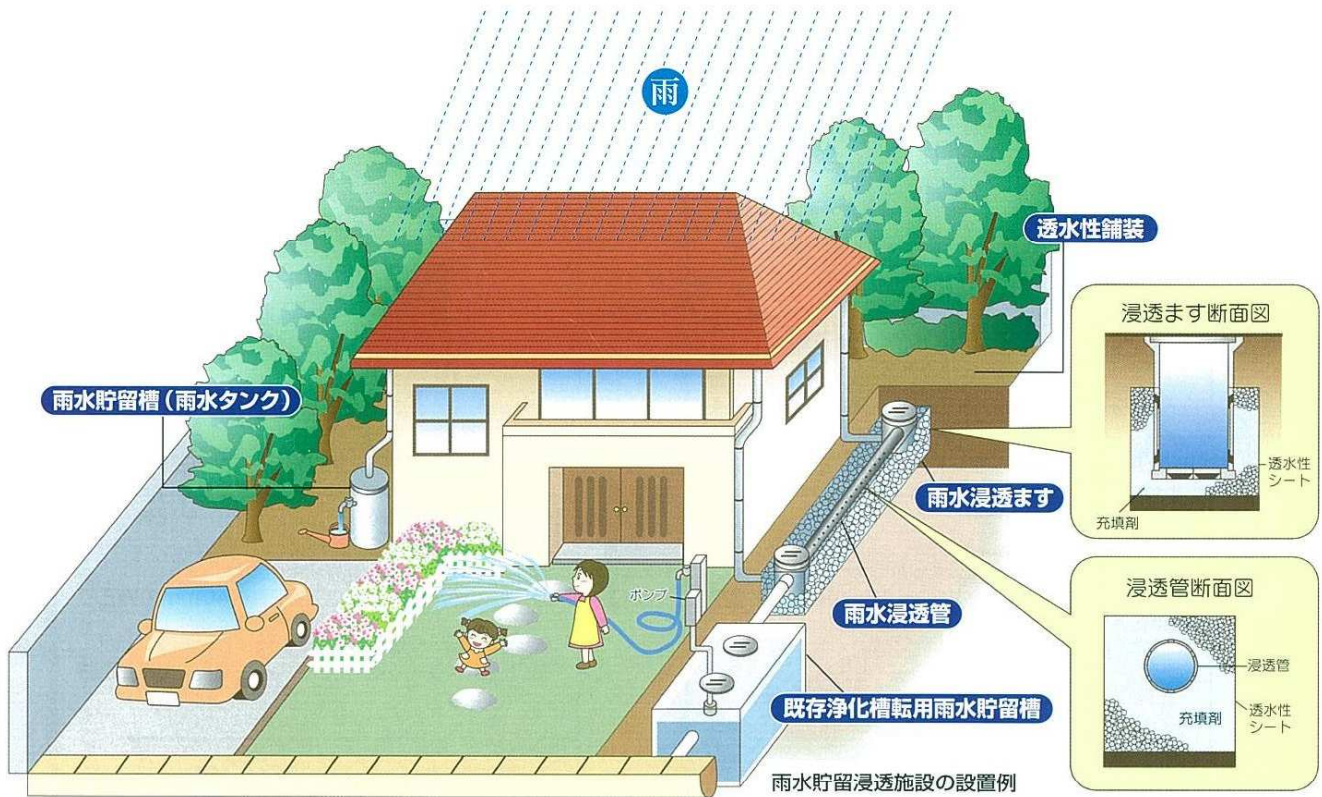


# 注意事項

- ・申請は工事着手前に行ってください。
- ・補助金額は工事の2/3です。ただし、上限は10万円です。雨水貯留槽については、1基当り7万円を上限とします。
- ・工事の見積りをとってください。
- ・借地の場合は土地所有者の同意が必要です。

# ● 雨水貯留浸透施設

補助対象となる雨水貯留浸透施設は、以下のとおりです。



## 補助金の対象となる施設

1. 既存浄化槽を転用した雨水貯留槽
2. 雨水貯留槽 (雨水タンク)
3. 雨水浸透ます
4. 雨水浸透管
5. 浸透側溝
6. 透水性舗装
7. その他の類似施設

## 補助の対象とならないもの

既存の雨水貯留施設の造り替え  
他の補助もしくは融資を受けてつくるもの  
移転補償等機能回復によるもの  
宅地開発等の許認可により設置が義務付けられたもの  
その他市長が補助金の交付を不当と認めたもの

お問い合わせ先  
西尾市上下水道部上下水道営業課  
電話 0563-65-2184  
FAX 0563-57-5220